

★個人利用料金

施設名	区分	券種等	利用目的等	指定管理期間 R8-12	指定管理期間 R3-7	
				利用料金	利用料金	
A利用券 回数券・期間券は、総合体育館(トレーニング室を除く)、陸上競技場、西山総合体育館、スポーツハウス体育館、武道館で共通利用可能	A利用	個人利用	1回券	一般	240	200
				一般(障害者)	120	100
				高校生	240	200
				高校生(障害者)	120	100
				小・中学生	120	100
				小・中学生(障害者)	60	50
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	240	200
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	240	200
			11回券	一般	2,400	2,000
				一般(障害者)	1,200	1,000
				高校生	2,400	2,000
				高校生(障害者)	1,200	1,000
				小・中学生	1,200	1,000
				小・中学生(障害者)	600	500
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	2,400	2,000
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	2,400	2,000
			3か月券	一般	3,220	2,680
				一般(障害者)	1,610	1,340
				高校生	2,380	1,980
				高校生(障害者)	1,190	990
				小・中学生	1,610	1,340
				小・中学生(障害者)	810	670
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	1,930	1,340
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	1,930	1,340
			6か月券	一般	5,620	4,680
				一般(障害者)	2,810	2,340
				高校生	4,140	3,450
				高校生(障害者)	2,070	1,730
				小・中学生	2,810	2,340
				小・中学生(障害者)	1,410	1,170
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	3,370	2,340
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	3,370	2,340
			12か月券	一般	9,640	8,030
				一般(障害者)	4,820	4,020
				高校生	7,120	5,930
				高校生(障害者)	3,560	2,970
小・中学生	4,820	4,020				
小・中学生(障害者)	2,410	2,010				
満65歳以上の者(障害者を除く。)	5,780	4,020				
満65歳以上の者(障害者を除く。)	5,780	4,020				
B利用券 期間券は、総合体育館(トレーニング室を含む)、陸上競技場、西山総合体育館、スポーツハウス体育館、武道館で共通利用可能を含む	B利用	個人利用	1回券	一般	430	360
				一般(障害者)	220	180
				高校生	430	360
				高校生(障害者)	220	180
				中学生	220	180
				中学生(障害者)	110	90
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	430	360
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	430	360
			3か月券	一般	5,780	4,820
				一般(障害者)	2,890	2,410
				高校生	4,270	3,560
				高校生(障害者)	2,140	1,780
				中学生	2,890	2,410
				中学生(障害者)	1,450	1,210
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	3,470	2,410
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	3,470	2,410

施設名	区分	券種等	利用目的等	利用料金	利用料金	
B利用券 期間券は、総合体育館(トレーニング室を含む)、陸上競技場、西山総合体育館、スポーツハウス体育館、武道館で共通利用可能を含む	B利用	個人利用	6か月券	一般	10,180	8,480
				一般(障害者)	5,090	4,240
				高校生	7,430	6,190
				高校生(障害者)	3,720	3,100
				中学生	5,090	4,240
				中学生(障害者)	2,550	2,120
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	6,110	4,240
			12か月券	一般	17,330	14,440
				一般(障害者)	8,670	7,220
				高校生	12,780	10,650
				高校生(障害者)	6,390	5,330
				中学生	8,670	7,220
				中学生(障害者)	4,340	3,610
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	10,390	7,220
アクアパーク	50mプール	個人利用	1回券	一般(高校生以上)	600	500
				中学生以下、障害者(高校生以上)	300	250
				障害者(中学生以下)	150	130
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	600	500
			3か月券	一般(高校生以上)	7,020	5,850
				中学生以下、障害者(高校生以上)	3,510	2,930
				障害者(中学生以下)	1,760	1,470
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	4,220	2,930
			6か月券	一般(高校生以上)	11,930	9,940
				中学生以下、障害者(高校生以上)	5,970	4,970
				障害者(中学生以下)	2,990	2,490
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	7,150	4,970
	団体利用(10人以上)	1回券	一般(高校生以上)	530	440	
			中学生以下、障害者(高校生以上)	270	220	
			障害者(中学生以下)	140	110	
	レジャープール	個人利用	1回券	一般(高校生以上)	890	740
				中学生以下、障害者(高校生以上)	450	370
				障害者(中学生以下)	230	190
			11回券	一般(高校生以上)	8,900	7,400
				中学生以下、障害者(高校生以上)	4,500	3,700
				障害者(中学生以下)	2,300	1,850
	団体利用(10人以上)	1回券	一般(高校生以上)	820	680	
			小・中学生、障害者(高校生以上)	410	320	
			障害者(小・中学生)	210	160	
未就学児童			210	160		
障害者(未就学児童)			110	80		
アイススケートリンク	個人利用	1回券	一般(高校生以上)	1,100	920	
			中学生以下、障害者(高校生以上)	550	460	
			障害者(中学生以下)	280	230	
			満65歳以上の者(障害者を除く。)	1,100	920	
		11回券	一般(高校生以上)	11,000	9,200	
			中学生以下、障害者(高校生以上)	5,500	4,600	
			障害者(中学生以下)	2,800	2,300	
			満65歳以上の者(障害者を除く。)	11,000	9,200	

施設名	区分	券種等		利用目的等	利用料金	利用料金	
アクアパーク	アイススケートリンク	個人利用	シーズン券	一般(高校生以上)	27,540	22,950	
				中学生以下、障害者(高校生以上)	13,770	11,480	
				障害者(中学生以下)	6,890	5,740	
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	16,540	11,480	
		浴室	個人利用	1回券	一般(高校生以上)	1,030	860
					中学生以下、障害者(高校生以上)	520	430
					障害者(中学生以下)	260	220
				11回券	一般(高校生以上)	640	530
	障害者(高校生以上満60歳未満)				320	270	
	中学生以下				380	320	
	プール	個人利用	1回券	障害者(中学生以下)	190	160	
				満60歳以上の者(障害者を除く。)	530	370	
				障害者(満60歳以上)	270	190	
			11回券	一般(高校生以上)	6,400	5,300	
				障害者(高校生以上満60歳未満)	3,200	2,700	
				中学生以下	3,800	3,200	
	スポーツハウス	プール	個人利用	1回券	障害者(中学生以下)	1,900	1,600
					満60歳以上の者(障害者を除く。)	5,300	3,700
障害者(満60歳以上)					2,700	1,900	
一般					380	320	
3か月券				中学生以下、障害者(高校生以上)	190	160	
				障害者(中学生以下)	100	80	
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	380	320	
				一般	4,620	3,850	
6か月券				中学生以下、障害者(高校生以上)	2,310	1,930	
				障害者(中学生以下)	1,160	970	
				満65歳以上の者(障害者を除く。)	2,780	1,930	
				一般	7,700	6,420	
陸上競技場	小・中学生が30人以上で利用する場合			1団体 1回当たり	3,360	2,800	

備考1: 荒浜運動場、佐藤池サッカーコート、佐藤池野球場、佐藤池第2野球場、西山野球場、総合体育館、西山総合体育館、武道館、陸上競技場

- 1 専用利用がない場合に、個人利用ができる。
- 2 「A利用」とは、トレーニング室以外の施設の利用とし、「B利用」とは、トレーニング室を含めた施設の利用とする。
- 3 小学生以下は、トレーニング室を利用できない。
- 4 11回券、3か月券、6か月券又は12か月券は、それぞれ新潟県柏崎市都市公園条例(昭和34年条例第4号)に定めるスポーツハウスの球技場利用における11回券、3か月券、6か月券又は12か月券として同施設を利用することができる。
- 5 未就学児は、成人の付添者を必要とし、無料とする。
- 6 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者をいう。
- 7 第1種身体障害者等を介助する者は、無料とする。

備考2: アクアパーク

- 1 団体とは、10人以上をいう。
- 2 未就学児童の利用については、保護者が同伴するものとし、保護者1人につき、当該未就学児童2人を無料とする。ただし、団体で利用する場合を除く。
- 3 保育所又は幼稚園がレジャープールを利用する場合の引率者は、無料とする。
- 4 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者をいう。
- 5 第1種身体障害者等を介助する者は、無料とする。
- 6 50メートルプールの3か月券又は6か月券で、新潟県柏崎市都市公園条例(昭和34年条例第4号)に定めるスポーツハウスのプールを利用できる。

備考3: 白竜公園テニスコート、駅前公園テニスコート、スポーツハウス、海岸公園運動広場

- 1 学校等の団体とは、学校若しくは学校をもって構成する団体又は競技団体をいう。
- 2 未就学児は、無料とする。
- 3 球技場利用における11回券、3か月券、6か月券又は12か月券は、それぞれ新潟県柏崎市体育施設設置及び管理に関する条例(平成2年条例第19号)に定める11回券、3か月券、6か月券又は12か月券として同施設を利用することができる。
- 4 プール利用については、新潟県立柏崎アクアパーク管理条例(平成5年条例第7号)に定める3か月券又は6か月券で利用できる。
- 5 「障害者」とは、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者をいう。
- 6 第1種身体障害者等を介助する者は、無料とする。